

No	ページ等	誤	正	備考																																	
1	P5 表1-4の保育所・規制の内容	保育室又は遊戯室を2階以上に設ける場合は、耐火建築物にしなければならない	保育室又は遊戯室を2階以上に設ける場合は、 準耐火建築物（イ準耐火建築物に限る） または耐火建築物にしなければならない																																		
2	P37 表2-13の	地階で上記の用途に供するもの	地階で上記の用途に供するもの																																		
3	P37 表2-13の	<p>(誤)</p> <table border="1"> <tr> <td>住宅・併用住宅</td> <td>調理室・浴室</td> <td>階数2以上の建築物の最上階以外の階</td> <td>調理室等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>住宅以外の建築物</td> <td>ボイラー室等</td> <td>全部適用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(正) 赤字部を変更または追加 (耐火建築物) (準耐火建築物)(その他の建築物)</p> <table border="1"> <tr> <td>階数2以上の住宅・併用住宅</td> <td>最上階以外の階の火気使用室(*6)</td> <td>制限の対象とならない(*7)</td> <td>全部適用</td> <td>当該室</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>住宅以外の建築物</td> <td>火気使用室(*6)</td> <td>制限の対象とならない(*7)</td> <td>全部適用</td> <td>当該室</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(*6) 調理室、浴室、乾燥室、ボイラー室、作業室その他の室で火を使用する設備又は器具を設けたもの (*7) 主要構造部を耐火構造としない耐火建築物の場合は、「全部適用」となる</p>			住宅・併用住宅	調理室・浴室	階数2以上の建築物の最上階以外の階	調理室等					住宅以外の建築物	ボイラー室等	全部適用						階数2以上の住宅・併用住宅	最上階以外の階の火気使用室(*6)	制限の対象とならない(*7)	全部適用	当該室				住宅以外の建築物	火気使用室(*6)	制限の対象とならない(*7)	全部適用	当該室				
住宅・併用住宅	調理室・浴室	階数2以上の建築物の最上階以外の階	調理室等																																		
住宅以外の建築物	ボイラー室等	全部適用																																			
階数2以上の住宅・併用住宅	最上階以外の階の火気使用室(*6)	制限の対象とならない(*7)	全部適用	当該室																																	
住宅以外の建築物	火気使用室(*6)	制限の対象とならない(*7)	全部適用	当該室																																	
4	P66 補強用壁材の仕様・材料 1行目	次のいずれかとする。	必要に応じて設ける。設ける場合には次のいずれかとする。																																		
5	P69 (2)断熱材の敷き込み	断熱材は厚さや密度が小さいほど、 <u>壁体内</u> 部に熱がたまらないため、耐火性能は向上する	断熱材は厚さや密度が小さいほど、 床部位 内部に熱がたまらないため、耐火性能は向上する																																		
6	P69 床下地材	a. 床下地材の <u>長辺方向</u> の目地部をさね目地とする場合 床下地材の <u>短辺方向</u> の目地で直下にはりが存在しない場合には、目地の直下に床被覆材用受け材を・・・	a. 床下地材の目地部をさね目地とする場合 床下地材の目地で直下にはりが存在しない場合には、目地の直下に 床下地材 受け材を・・・																																		
7	P70 1行目	b. 床下地材の <u>長辺方向</u> の目地部を突付け目地とする場合	b. 床下地材の目地部を突付け目地とする場合																																		

No	ページ等	誤	正	備考
8	P72 断熱材の仕様・材料	必要に応じて設ける。 設ける場合は、 <u>グラスウールとする</u> 密度：10kg/m ³ 以下 厚さ：25mm以上100mm以下	グラスウールとする。 密度：10kg/m ³ 厚さ：25mm以上100mm以下	
9	P74 床下地材	a．床下地材の <u>長辺方向</u> の目地部をさね目地とする場合 床下地材の <u>短辺方向</u> の目地で直下にはりが存在しない場合には、目地の直下に床被覆材用受け材を…	a．床下地材の目地部をさね目地とする場合 床下地材の目地で直下にはりが存在しない場合には、目地の直下に床下地材受け材を…	
10	P75 1行目	b．床下地材の <u>長辺方向</u> の目地部を突付け目地とする場合	b．床下地材の目地部を突付け目地とする場合	
11	P79 (2)断熱材の敷き込み	断熱材は厚さや密度が小さいほど、壁体内部に熱がたまらないため、耐火性能は向上する	断熱材は厚さや密度が小さいほど、 屋根部位 内部に熱がたまらないため、耐火性能は向上する	
12	P80(5)	国土交通省ホームページ (http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/authorization.html)内の”構造方法等の認定に係る台帳”のエクセルファイル…	国土交通省の サイト 内の”構造方法等の認定に係る帳簿”のページ (http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/register.html)内の”構造方法等の認定に係る帳簿”のエクセルファイル… 注) H19.3.29現在。「当ホームページは予告なしに内容を変更又は削除する場合があります。」の記載があり。	
13	P83 右下	階段有効幅の式	(この式は壁の内法を表わすものなので、必ずしも階段の有効幅とは一致しない。)	
14	P147 3.2 2行目 最後	床梁@2グリッドなら荷重1.5倍で、梁成23%増加程度となる。	(この部分を削除。)	
15	P147 3.2 2行目 最後	@1グリッド床梁の梁成58%増加程度、@2グリッド床梁の梁成12%増加程度となる。	@1グリッド床梁の梁成58%増加程度となる。	